

下野市から転出される方へ

(新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。)

次に該当される方は、手続きをお願いします。(※必ず印鑑が必要な手続きがあります) R3.1 改定

担当課名	チェック	該当事項	下野市での手続き
市民課 32-8896 2~8		印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返してください。
		国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証をお返してください。また、40歳から74歳までの特定健康診査未受診の方は、特定健康診査受診券もお返してください。
		後期高齢者医療制度に該当している方	後期高齢者医療被保険者証は、転入先で新しい保険者証が発行されましたら転入先市町村にお渡してください。 (県外へ転出の場合は、負担区分証明書をお持ちください。)
		介護保険被保険者証を交付されている方	介護保険被保険者証をお返してください。 ※転出先で14日以内に介護保険の申請手続きをしてください。
		介護保険の認定を受けている方	介護保険受給資格証明書の交付を受けてください。
社会福祉課 医療費助成 G 32-8902 9		各種医療費受給資格者証(子ども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者)をお持ちの方	医療費受給者証をお返してください。また、当市に住み票がある間の医療費助成申請をすみやかに、手当の振込まで口座を解約しないでください。
社会福祉課 障がい福祉 G 32-8900 9		特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方	新住所の市町村役場福祉課において手続きをしてください。
		難病患者等福祉手当を受給している方	資格喪失届を提出してください。手当の振込みまで、口座を解約しないでください。
		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	新住所の市町村役場福祉課に手帳、または受給者証をお持ちになって、変更届を提出してください。また、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、県外に転出する方は、新住所で新規交付になります。写真(縦4cm×横3cm 上半身無帽のもの)と印鑑をお持ちのうえ、手続きをしてください。
高齢福祉課 32-8904 10		介護保険の認定申請中の方	転出する旨ご連絡ください。
子ども福祉課 32-8903 11		児童手当を受給している方	子ども福祉課でお渡しする書類を持って転出先の児童手当担当窓口で、 <u>転出予定日から15日以内</u> に新規申請をしてください。手当は転出予定月分まで下野市から支給されます。手当の振込まで口座を解約しないでください。
		児童扶養手当・遺児手当	住所の変更届を出してください。証書(遺児手当を除く)、印鑑が必要です。
		保育園・認定子ども園・幼稚園にお子さんが在園している方	退園届を提出してください。
健康増進課 32-8905 12		妊娠中の方・乳幼児のいる方	新住所地の市区町村で 、母子手帳や妊産婦健康診査受診券を提出してください。妊産婦健康診査受診券の交換や、お子さんの健診や予防接種のご案内があります。 (本市での手続きはありません。)
環境課(2階) 32-8898		犬を飼っている方	新住所地の市区町村で、下野市の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票を持参のうえ、手続きをしてください。
		市営墓地をお持ちの方	転出先の住民票(世帯主・続柄・本籍記載)、 印鑑 、市営墓地許可証を持参し、下野市環境課窓口で手続きをしてください。 (※必ず印鑑が必要です。)
水道課(2階) 32-8911 下水道課(2階) 32-8912		上・下水道を使用している方	転出する旨、水道課・下水道課にご連絡ください。

担当課名	チェック	該当事項	下野市での手続き
学校教育課 (3階) 32-8918		小・中・義務教育学校に在学している方	各学校で在学証明書及び教科用図書給与証明書の交付を受けてください。
税務課 32-8893 13		原動機付自転車(125cc以下)小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方	《転出先でそのまま使用する場合》 新住所の『市町村役場』において、所有者の印鑑(※印鑑の要否については新住所地にお問合せください。)、ナンバープレート、標識交付証明書を持参のうえ、標識変更の手続きをしてください。 《廃車する場合》 ナンバープレート、標識交付証明書を持参のうえ、廃車手続きをしてください。廃車手続きをしないと、次年度以降も軽自動車税が課税となります。
		普通自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	新住所地管轄の『運輸支局』にて必要書類をご確認のうえ、住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
		軽自動車(四輪)をお持ちの方	新住所地管轄の『軽自動車検査協会』にて必要書類をご確認のうえ、住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。 ※軽自動車税は4月1日時点で車を所有している人に課税となります。4月1日までに名義変更や廃車の手続きが完了していないと、1年分の税金がかかりますので、ご注意ください。
		市税の口座振替をしている方	税務課窓口でご確認ください。
		税金の納付方法について	税務課窓口でご確認ください。

※転出を取りやめた場合は、「転出証明書」と身分証を持参し、転出取消の手続きをしてください。
※郵便局において、住所の変更も忘れずに手続きをしてください。

※海外に転出される方へ

①海外からの転入届の手続き(帰国後の転入)

「パスポート(入国スタンプが押されていない場合には、帰国の航空チケットも併せてお持ちください)」「戸籍謄本」「戸籍の附票」が必要になります。

②国民年金に関するお知らせ

日本人で海外に居住している20歳以上65歳未満の方は、申し出ただくことにより国民年金に加入することができます(任意加入)。加入を希望される場合は、市民課保険年金グループに申し出てください。

③税金の手続きについて

出国前に海外在住の期間の住民税・固定資産税等の納税方法等について税務課でご確認ください。

④在外選挙人名簿への登録移転申請に関するお知らせ

平成30年6月より在外選挙人名簿の登録方法が見直されたため、海外へ転出される方は転出予定日までに在外選挙人名簿への登録移転申請ができるようになりました。お問合せ:行政委員会事務局 ☎0285-32-8916(庁舎3階)

※顔写真付きマイナンバーカード等に関するお知らせ

新しい住所地で転入の手続きをした上で、「マイナンバーカード」に新しい住所を記載する手続き等があります。この手続きを行わない「マイナンバーカード」は、身分証や電子証明書として利用できません。新しい住所地の窓口で「マイナンバーカード」を必ずお持ちください。

申請を出しているが、下野市で「マイナンバーカード」を受領する前に転出となった場合

⇒下野市での「マイナンバーカード」の申請は、受け取り前に住所変更があったときは申請取り消しとなります。

新しい住所地の窓口でその旨を伝え、交付申請書を受け取りあらためて申請してください。